

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1 知事の政治姿勢と県政運営について
以下3点について知事の所見を伺いたい。

(1) 富県戦略について

イ 知事が目指す「誰もが希望を持って安心して生活できる地域づくり」を実現するためには、経済の安定と暮らしの安心・豊かさの実感が一体化することが必要である。宮城の将来ビジョンにおける「富県宮城の実現」は中長期的な柱と位置づけ、「活力に満ちた地域づくり」を早期に実施すべき政策の柱に据えて、医療、介護、子育て支援などの社会保障や教育関係の政策を最優先にすべきではないか。

[答]

ゆさみゆき議員の一般質問にお答えいたします。

大綱5点ございました。

まず、初めに、大綱1点目、知事の政治姿勢と県政運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、富県戦略についてでございます。

医療や福祉、教育などの政策を最優先にすべきではないかとの御質問にお答えいた

します。

県民生活に直結する医療や福祉、教育などの取組には、厳しい財政状況の中で、これまでも必要な予算を投じてきたところであり、県民生活に係る喫緊の課題に対しては、将来ビジョンの行動計画において優先的かつ重点的な取組として掲げ、スピード感を持って対応いたしております。

こうした取組の一層の強化を図るためには、より多くの税収を確保し、さらなる施策の充実に繋げていくことが不可欠であります。

このことから、まずは、しっかりとした経済基盤を築くことを通して、医療や福祉、教育などへの取組をより着実に進めてまいりたいと考えております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(1)-ロ

「富県宮城の実現」のため、県内自動車関連産業の技術向上と受発注機会の拡大が掲げられているが、実際の発注は大手グループ企業に独占され地元が入り込む余地がないのではないかと懸念される。雇用創出、受発注の拡大をどの程度見込んでいるのか。また、これによる経済波及効果について、現段階で具体的にどうか。

[答]

次に、自動車関連企業の進出に伴う地元企業の雇用創出や受発注拡大の見込み、それに伴う経済波及効果についての御質問にお答えいたします。

県内に新たに工場を設置しようとしている大手自動車関連企業については、調達計画がまだ明らかになっておらず、またこれら進出予定企業に納品し地元企業にとって取引の中心となる関連部品メーカーの進出動向も明らかになっておりません。

さらには地元企業との実際の取引が新車

ゆさ みゆき議員 問1-(1)-ロ

開発やモデルチェンジなどに合わせて徐々に進んでいくのが一般的であることなどから、現時点では地元企業の雇用創出や受発注の見通し、これらによる経済波及効果を数字でお示しすることは困難であります。

しかしながら、進出予定企業は、極力現地で部品を調達したいとの意向を示していることから、確実に地元企業の雇用創出や受発注拡大に結びつき、大きな経済波及効果をもたらすものと考えております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(1)-ハ

格差や不安が増大している中で、パートと正社員の賃金格差を是正し、均等待遇など働く環境を整備することが求められているが、どう取り組んでいくのか。

[答]

私からは、大綱1点目、知事の政治姿勢と県政運営についての御質問のうち、パートタイム労働者の働く環境の整備についての御質問にお答えいたします。

パートタイム労働者については、全国的に

正社員との待遇の不均衡や正社員となることの困難さなどの問題が顕在化してきております。

こうしたことから、国においては、通常の労働者と就業の実態が同じと判断されたパー

トタイム労働者については、賃金の決定等において差別的^な取り扱いを禁止することなどを盛り込んだ「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」

の改正法を、今年4月に施行し

ており

ます。

県としては、宮城労働局と連携し、今回の制度改正を見込み^{まして}既に昨年度から、企業等を対象とした説明会の開催やパンフレットの配布を行うなど、制度の周知を図^{っている}ほか、パートタイム労働者からの相談受付も行っているところであり、今後ともこれらの取組の充実に努めてまいります。

私からは以上でございます。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(2)

知事は、真に必要な事業に重点的に予算を配分するため、事業予算を全て自らの下で決定する方針であると述べた。他方で、道路特定財源の暫定税率失効に伴い、道路関係以外の予算の執行も一部留保したが、唐突で議会に説明もなく、県民に大きな不安の声があった。これらを踏まえ、予算編成の際に、優先順位の高い事業を決定する仕組みとして、県民ニーズをどのように反映させるのか。

[答]

次に、予算編成の際に県民ニーズをどう反映させるのかとの御質問にお答えいたします。

来年度の予算編成においては、これまでの事業総点検やPT点検の成果を踏まえ、年度前半に各部局において「事業棚卸し」を実施した上で、年度後半には従来各部局に予算配分を委ねていた部局枠事業を含む全ての事業を私の下で査定することといたしました。

具体的な「事業棚卸し」の進め方としては、予算配分の硬直化を是正するとともに、

巨額の財源不足を解消するため、各部局において部局枠事業と政策枠事業とを問わず、予算編成作業に先立って休廃止を前提とした検討や論点整理を県民ニーズを踏まえて実施します。

事業棚卸しの終了後、その成果や県民満足度調査を含む政策・施策評価結果を基にした重点事業の選定、来年度の地方財政の全体像などを総合的に勘案して、来年度の政策推進、予算編成、財政運営等の指針となる「政策・財政運営の基本方針」を策定^{いた}します。

この基本方針を踏まえ宮城の将来ビジョンを着実に推進できるよう、予算編成過程において私の下で各事業を一件づつ査定することにより、県民ニーズも反映させた真にメリハリの効いた予算を編成^りしたいと考えています。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(3)

先月出された地方分権改革推進委員会の第一次報告について、知事は、具体的内容が先送りされており、権限移譲が着実に進むよう総理大臣のリーダーシップを望むと述べたが、このような回避的な姿勢では、真の地方分権は実現できないと思う。県は「地方主権型社会に向けた市町村支援プラン」の策定に先立ち、本県の市町村合併をどう検証したのか。

[答] 科から大綱1点目のうち

「地方主権型社会に向けた市町村支援プラン」の策定に先立ち、市町村合併をどう検証したのかについての御質問にお答えします。

本県では「地方主権型社会に向けた市町村支援プラン」を策定するに当たり、合併した市・町の状況について平成18年度と19年度に書面及び聞き取りによる調査を実施し、行政側と住民側の両面から見た検証を行っております。

その調査によりますと、合併した市・町におきましては、地方交付税の削減などにより合併協議時の

建設計画が進めにくい情勢になっており、また、そのようなことから地域住民の一部には合併の効果をも十分に実感できないという声もございました。

しかしながら、各団体におきましては、行政コストの削減が図られましたほか、旧市町村では困難であった専門性の高い人材の育成や危機管理などの専門組織の整備といった行財政基盤の確立とともに、地域コミュニティを主体とした地域自治組織の創設など、行政サービスの向上と行政運営の効率化が様々な形で進められていることが明らかになっております。

市町村合併は地域の将来を見据えて行われたものであり、その効果が現われるためには、相応の時間と努力を要するところであります。県といたしましては、市町村合併はもとより、権限移譲等を更に推進することにより、真の地方分権を担う自立性の高い市町村の形成を支援してまいりたいと考えております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(4) 仙台・宮城デスティネーションキャンペーンとグリーンツーリズム促進について

イ 本県の基幹産業である農業の振興と地球環境に果たす農の重要性の観点から、みよぎのグリーンツーリズムの促進を提言してきた。仙台・宮城DCに向け、生産者と消費者の交流、住民の健康増進と農業振興を組み合わせ、また、東北各県と連携した情報提供や観光マップの作成、アビールを園るなど、新しい地域づくりとしてのグリーンツーリズムの促進を図るべきと思うがどうか。

[答]

次に、グリーン・ツーリズムの促進についての御質問にお答えいたします。

グリーン・ツーリズムは、地域資源を活用した体験交流や郷土料理などの食を通して、都市住民と農山漁村住民の相互理解を図るなど、地域振興施策として進めておりますが、「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」を契機に、魅力ある観光のひとつの形として注目されております。

県内では、温泉と体験を組み合わせた「田んぼ湯治」や築100年を超える蔵屋敷を活用した農林漁家民宿、廃校となった小学校を基地とした農林漁業体験受入など、地域の資源を活用した、

特色あるグリーン・ツーリズムが実践されており、デスティネーションキャンペーン期間中は、こうした地域の体験や施設を組み合わせた旅行プランを計画しております。

なお、キャンペーンでは、グリーン・ツーリズムに関連する事業が多数提案されておりますので、キャンペーンを好機に、終了後も活発に地域活動が継続されるよう、積極的に支援してまいります。

一方では、昨年6月には東北6県及び新潟県などで構成する「東北観光推進機構」が設立され、宣伝用パンフレット「東北まなび旅」を作成した際には、グリーン・ツーリズムを含めた形で、自然体験、暮らし体験、スポーツ体験及び文化体験をまとめております。

また、東北農政局が窓口となって、「東北グリーン・ツーリズム推進協議会（仮称）」結成の動きがありますので、各県連携しての情報発信などについて、この協議会に働きかけたいと考えております。

今後も、各県連携の上、首都圏でグリーン・

ツーリズムも含めた体験旅行の宣伝を積極的に行うとともに、「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」などのホームページを通じて、これらの情報を発信してまいりたいと考えております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(4)-ロ

今年度から小学生が農山漁村で長期宿泊体験活動をする「子ども農山漁村交流プロジェクト」の受入モデル地域として加美町、南三陸町が決定し、修学旅行やグリーンツーリズムに対するニーズが高まっている。これを契機に、児童生徒が行う体験学習に関して規定している農山漁家への民泊の実施方針の対象範囲を大人まで拡大してはどうか。

[答]

大綱1点目、知事の政治姿勢と県政運営についての御質問のうち、民泊の実施方針を大人にまで拡大してはどうかとの御質問にお答えいたします。

全国的に見ますと、体験学習での宿泊は、民宿や公的宿泊施設を利用し、体験は農林漁家が受け入れる例が多いのに対して、本県では、農林漁家にホームステイさせる、いわゆる民泊を主体として進めてまいりました。

民泊に関しては、旅館業や飲食店の営業許可が必要であります。我が県では

児童・生徒による体験学習に限り営業許可を不要とする、民泊の実施方針を独自に策定して、

規制緩和を図っております。

ご提案の件については、民泊では宿泊料を受け取れず、原材料費程度の収入になってしまうことから、安定的な収入確保につながっていないのが実態であるほか、大人が宿泊する際は、喫煙や飲酒を伴う場合があり、火災などに対する安全性確保という面で課題がありますので、施設基準に合致した施設での宿泊が望ましいと考えております。

一方、民宿については、法規制緩和が進み、農林漁家が自宅をほとんど改築することなく、旅館業の営業許可を受けられることから、民泊に近い形での体験受入が可能でありますので、

地域経済の活性化や農林漁業者の所得確保といった視点から、農林漁家民宿の開業推進を図ってまいりたいと考えております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問2 地震対策について

以下5点について知事及び教育長の所見を伺いたい。

(1) 住宅再建支援について

イ 岩手・宮城内陸地震による住宅被害は、現在のところ全壊4棟で被災者生活再建支援制度の適用は難しいが、現行制度は災害の個々の実態に合っていないとの議論があり今後の検討課題とされたと聞く。国に対して法改正を強く働きかけるべきと思うがどうか。

ロ 平成15年の宮城県北部連続地震では、県単独の被災住宅再建支援事業として3,449件、約20億3千万円分の事業を実施し、被災した県民に住宅の復興と安心をもたらした。今回もこうした県単独事業を視野に入れてはどうか。

[答]

次に大綱2点目、地震対策の御質問にお答えします。

初めに、法律の改正の働きかけについてのお尋ねにお答えします。

被災者再建支援制度は、平成10年に創設されて以来、これまで3回改正されておりますが、直近では昨年11月に改正されたばかりであります。

その内容であります。これまで制限されていた支援金の使途、年収及び年齢条件等が

撤廃され、住宅本体の建築費も対象になるなど大幅な改正となっております。

そもそも、この制度は、国と47都道府県の実資の負担によって成立している制度であり、他の都道府県の了解も必要とすることから、現時点での更なる法改正は難しいものと考えております。

次に、県単独の被災住宅再建支援事業についての御質問にお答えします。

平成15年7月、県独自の制度として創設した「住宅再建支援制度」について、当時は、被災住宅の再建に関する支援制度がなかったことや、住宅の被害状況が全壊が1,000戸以上、半壊が3,000戸以上にのぼる甚大な被害規模であり、早期復興のためには住宅再建が優先課題であると判断されたことによるものであります。

現在は、先ほど申し上げましたとおり、住宅再建も対象になっておりますので、県とい

たしましては、この被災者生活再建支援制度の適用により被災住宅の再建を進めてまいりたいと考えております。

農林水産部長答弁

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問2-(2)

地震による断水のため、畜産業で水不足被害が深刻になっているところもある。畜産や農業被害に対し早急に支援策を講じるべきと思うがどうか。

[答]

次に、大綱2点目、地震対策についての御質問のうち、畜産及び農業での水不足に対する支援策についての御質問にお答えいたします。

今回の地震により、断水した花山地区と上原地区の畜産農家53戸に対して、緊急的措置として市・酪農組合・農協などの協力を得て、給水車及び(牛乳輸送)用タンクローリーによる給水活動を行っており、現在も継続して実施しております。

現在では配水管等の復旧工事は完了しているものの簡易水道であるため、連日の余震で利用する水源の沢水は濁っており、現時点では利用には至っていない状況です。今後ともこれらの復旧を見ながら、市・関係機関と連携の上、畜産農家に対する給水活動を引き続き、毎日行い必要量の確保に努めてまいります。

稲作については、水稻の生育において水を最も必要とする時期であることから、緊急的に復旧する必要がある用水路の補修や揚水ポンプなどにより、水の確保に対する支援を講じたところであります。

今後、さらに被災状況の詳細を把握するほか、被災農家の意向を確認した上で、国、市、農業団体と連携し、どのような支援策が講じら

れるか検討してまいります。

私からは以上でございます。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき 議員 一般質問回答要旨

問2-(3)

県の被災者生活再建支援の窓口は総務部消防課となっているが、生活再建支援には土木部や保健福祉部などとの連携が必要であることから、生活再建の相談窓口を一元化すべきと思うがどうか。

[答]

大綱2点目うち
次に、生活再建の相談窓口を一元化すべきとの御質問にお答えします。

県災害対策本部では、発災直後から、被災者が保健、医療、福祉、住宅対策、融資などの生活再建支援の相談窓口を速やかに設置し、マスメディアを通して、または県庁ホームページ上でお知らせするなど、被災者の立場になって、各種相談事案に迅速に対応しているところであります。

教育長答弁

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問2-(4)

今月、学校施設の耐震化に対する国の支援措置を大幅に拡充した地震防災対策特別措置法改正法が成立し、文部科学省から学校耐震化の加速について要請がなされた。特にリスクの高いI S値0.3未満の施設についての結果を踏まえ、市町村に支援措置の情報を提供するなど、100%耐震化を進めるための取組を積極的に行うべきではないか。

[答]

大綱2点目、地震対策についての御質問のうち、学校施設の耐震化についてのお尋ねにお答えいたします。

大規模な地震によって倒壊等の危険性が高いとされるI S値が0.3未満の学校施設につきましては、今般、「地震防災対策特別措置法」が改正され、市町村がこれらの施設を耐震補強する場合には財政負担の大幅な軽減が図られることになりました。

県教育委員会におきましては、これらの情

報を既に全市町村に提供し、早急に耐震化に取り組むよう強く働きかけているところであります。

さらに、耐震化が特に遅れている市町村を対象とした会議を7月上旬に開催し、耐震化の必要性や国の財政支援措置の拡充について改めて説明を行うなど、早期に学校施設の耐震化が図られるよう、強く働きかけていくこととしております。

ゆさ みゆき 議員 一般質問回答要旨

問2-(5)

災害発生の際には、災害弱者とされる障がい者や介護を受けているお年寄りへの迅速な対応が求められる。白石市社会福祉協議会では安否確認等の支援の取組が始まっているが、自主防災台帳作成には個人情報保護の観点から課題も多いと聞く。県として、先進的な取組を行っている地域との情報交換を含め、自主防災組織率の向上など、防災による地域づくり促進の取組はどうなっているか。

[答]

次に、防災による地域づくり促進についてのお尋ねにお答えします。

県においては、自主防災組織の一層の防災力の向上を図るため、出前講座や防災リーダー養成などを通じ、鋭意意識啓発に取り組んでいるところであります。

お話のありました災害時における要援護者への迅速な対応に関しましても、市町村が、あらかじめ要援護者の状況を確実に把握することが重要であるとの認識から、県では、「災害時要援護者支援ガイドライン」を作成し、

市町村が自主防災組織と連携を図りながら、要援護者支援リストの作成などに取り組むよう促しております。

引き続き、市町村等と連携し、県民総ぐるみでの防災体制づくりに努めてまいります。

私からは以上でございます。

保健福祉部長答弁

ゆさ みゆき 議員3-(1)

ゆさ みゆき 議員 一般質問回答要旨

問3 虐待防止対策と家族支援について

以下2点について知事の所見を伺いたい。

- (1) 本県でも、虐待により心身に傷を負う子供や子育ての困難さを訴える保護者は増え続け、要保護児童の増加により児童養護施設等は満杯で適切に対応できないと聞く。宿泊体験しながら専門スタッフの援助で家族の再統合を目指すモデル事業である「親と子の宿泊型生活サポート事業」は、児童虐待対策として親子関係の再構築に向けた重要な施策であり、継続的に推進すべきと思うが、事業の成果と今後の取組についてどうか。

[答]

大綱3点目、虐待防止対策と家族支援についての御質問のうち、「親と子の宿泊型生活サポート事業」の成果と今後の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

生活サポート事業」を実施してまいりました。

この事業では、保健師や保育士等が親子と生活を共にし、養育方法などを支援することによって、多くの親子関係において改善がみられました。また、この事業の取組の中で、家族支援プログラムを作成し、親子の課題を客観的に把握できるようになりました。

県といたしましては、この事業で得られた成果を今後の虐待防止対策及び家族支援に活用していくとともに、国に対して、家族再統合の制度化を働きかけてまいります。

お話のありました家族再統合は、大変重要な施策であると考えております。

このため、宮城県では平成17年度から3ヶ年のモデル事業として「親と子の宿泊型

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき 議員 一般質問回答要旨

問3-(2)

県の単独補助事業として蕨王町でファミリーグループホームが運営されているが、里親によると学校関係の費用が持ち出しになるため、財政的な支援が必要であると聞く。県の支援と今後の展開についてどうか。

[答]

次に、ファミリーグループホームなど里親への支援と今後の展開についてのお尋ねにお答えいたします。

里親制度は、児童に対する社会的養護の諸施策の中でも極めて重要なものの一つと考えております。

特に、

「ファミリーグループホーム」は、子ども同士の関係も築けることから、平成17年度から県単独事業として実施してまいりました。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき 議員 一般質問回答要旨

問4 認知症対策について
以下4点について知事の所見を伺いたい。
(1) 超高齢化社会を迎え、認知症対策を最重要課題として取り組むこととが求められているが、市町村では取組にバラつきが出ていていると聞く。市町村に対し、認知症の人の尊厳を保持し生活の質を向上するための指導者養成研修など、認知症対策を積極的に行うよう支援策を講じるべきと思うがどうか。

[答]

次に、大綱4点目、認知症対策についての御質問にお答えいたします。

私からは、市町村の認知症対策を支援すべきとのことのお尋ねにお答えいたします。

高齢化が急速に進行する中、我が国の認知症高齢者は平成17年現在で約169万人、今後20年間で倍増することが予想されており、認知症対策の充実が差し迫った緊急の課題と認識しております。

認知症対策は、治療法の研究開発、予防、早期診断、正しい知識の普及、家族への支援、権利擁護など幅広い継続的な支援が必要であり、国、県、市町村それぞれが役割を持

現在、国においては、実状を踏まえ、手当の増額等の制度の充実と「ファミリーグループホーム」の制度化の具体化を進めているところでありますので、県といたしましては、その推移を見守るとともに、国の制度改正に沿って、より一層、家庭的な養護体制の普及に努めてまいります。

ゆさ みゆき 議員 4-(1)

って総合的に進めていくことが重要です。

中でも、高齢者の生活を最も身近な場所で支えている市町村の役割は、極めて大きいものと考えております。

多くの市町村においては、認知症相談や^{ものおす}物忘れ健診等の開催や介護家族への支援などに独自に取り組んでいるほか、^{のうかつせいか}脳活性化教室など認知症の介護予防事業を工夫をこらして実施しております。

県としては、市町村の地域包括支援センターを対象として、認知症に関する相談機能充実のための研修会を実施しているほか、介護予防での効果的な取組などを情報提供しながら市町村の認知症対策を支援しており、今後とも一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(2)

認知症の早期診断の推進と適切な医療提供のため、かかりつけ医研修の充実、専門医療機関との連携、医療機能の充実と専門医療機関の適正配置についての取組はどうか。

[答]

大綱4点目、認知症対策についての御質問のうち、

認知症の早期診断の推進と適切な医療の提供のための取り組みについてお答えいたします。

認知症は、

早期発見、早期対応が非常に重要と認識しております。

県としては、高齢者が日頃から診療を受けている「かかりつけ医」に対し、認知症の理

解と対応力の向上を目的とした研修を行うほか、かかりつけ医への助言や支援等のサポートができる専門医を養成しながら、情報の共有など医療機関の連携に努めてまいりました。

また、国では、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上等を図るため、「認知症疾患医療センター」の設置等、専門医療機関の整備を促進することとしておりますので、この点も含め、今後の認知症対策を進めてまいりたいと考えております。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(3)

国の「認知症サポーター100万人キャラバン」は、認知症に関する養成研修修了者が住民講座の講師となり、地域住民等に認知症の正しい知識を普及啓発して認知症サポーターを育てる事業で、認知症になっても安心して暮らせる地域の実現を目指すものであるが、認知症を支える人材を養成するため、キャラバン事業を積極的に全县に展開してはどうか。

[答]

次に、認知症の全県的な普及啓発活動について、お答えいたします。

認知症になっても、住み慣れた地域で尊厳を持って暮らし続けていくためには、

ご家族や周囲の方々に正しい知識と理解を深めていただくことが重要と認識しております。

そこで、国においては、平成17年から「認知症サポーター100万人キャラバン事業」と称して、認知症の良き理解者となる認知症サポ

ーターの養成を全国運動として展開しています。

県としても、市町村や老人クラブ等と連携を図り、地域でのサポーター養成講座の開催を支援してきたほか、学校との連携により高校生のサポーター養成も進めてまいりました。

現在では、サポーターは1万人を超え、サポーター養成の講師役となる認知症キャラバンメイトも約300人を数えるまでになっております。

県としては、

このサポーター養成を地域づくり運動として積極的に展開してまいりたいと考えております。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(4)

地域福祉支援計画の中に認知症対策の位置づけを明確化し、認知症の人とその家族を地域で支える仕組みづくりを県として積極的に支援すべきと思うがどうか。

[答]

次に、地域福祉として、認知症の人と家族を地域で支える仕組みづくりを支援すべきとの御質問にお答えいたします。

認知症になっても住み慣れた^{地域}で暮らしたいという高齢者の願いを実現していくためには、公的な医療や福祉サービスを適時適切に利用できる環境づくりとともに、

民生委員の相談支援、警察や消防などの緊急時のサポート、そして住民の^{地域} 日常的なサポートを地域の支え合いとして構築することが必要であると考えております。

教育長答弁

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(1)

県内の教育現場では、管理者によるものも含め、学校徴収金の私的雑用や不適正処理の不祥事が相次いだ。こうした不祥事を二度と起こさないための学校徴収金の管理と再発防止策についてどうか。

[答]

大綱5点目、人間尊重の教育の充実についての御質問にお答えします。

初めに、学校徴収金の管理の徹底についてのお尋ねであります。

教職員の不祥事が相次いでいることにつきまして、学校教育に対する信頼を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

これらの不祥事は、公務員としてあるまじき行為^{ります}であることから、免職等の懲戒処分を行うとともに、刑事告発を行ったところであります。

県教育委員会といたしましては、不祥事の再発防

止は現在、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりとして、認知症に関わる地域資源をネットワーク化し、効果的な支援を行う体制の構築を目指したモデル事業を県内2地区で実施しております。

今後、この具体的な仕組みづくりの成果を市町村に情報提供しながら、県内各地での取組につなげていきたいと考えております。

からは以上でございます。

ゆさ みゆき議員5-(1)

止に向け、市町村教育委員会に対し、所管する学校における学校徴収金の適正な管理システムの構築と、市町村教育委員会が直接調査・確認を行うことも含めた徹底した指導について強く要請したところであります。

また、県立学校につきましては、^{先0}6月20日に臨時の県立学校長会議を開催し、学校徴収金の管理の適正化を含めた服務規律の徹底を、各学校長に対し、強く指示をいたしました。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(2)

セクシャルハラスメントの処分基準について、被害者の事柄と乖離していると思うが、処分基準についての考えと再発防止策についてどうか。

[答]

次に、セクシャルハラスメントについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、セクシャルハラスメントの懲戒処分基準を平成17年3月に定め、相手方を不快にさせる性的な言動について処分の対象としており、悪質なケースについては免職又は停職とすることとしております。

この基準策定後においては、7件の懲戒処分があり、うち5件については免職としております。

防止策といたしましては、各学校で相談担当職員を配置して相談体制を整備するとともに、県教育委

員会において作成したセクハラ防止のための服務指導資料を各県立学校及び市町村教育委員会に配布し、職場討議の実施など、職員の研修の徹底を図っております。

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(3)

今年度から2か年かけて策定する教育振興基本計画は、「みやぎ新時代教育ビジョン」を発展させた計画と位置づけているが、新計画策定に照しては、県立高校将来構想で位置づけられた平成22年度からの県立高校の男女共学化や、障害児教育将来構想に位置づけられた「共に学ぶ教育」を更に促進する必要があると思う。計画策定に関する基本的な考えはどうか。

[答]

次に、教育振興基本計画策定についての御質問にお答えいたします。

今回策定する教育振興基本計画は、人口減少社会の到来や国際化、地方分権社会への移行など、本県を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、未来を担う人材育成の重要性がますます高まっていること、さらに、平成18年に約60年ぶりに改正された教育基本法に基づき、その理念や目的を具現化する教育に取り組む必要があることから、我が県の教育

に関する総合的な計画として策定するものであります。

この計画の策定にあたりましては、これまで県教育委員会が取り組んできた様々な政策・施策を、時代の変化やニーズを踏まえながら評価・整理し、策定していくことが必要と考えております。

また、県内各地での意見聴取会やアンケート調査を実施するなどして、広く県民の皆様の声の伺い反映させていくこととしております。
計画に

教育長答弁

平成20年6月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(4)

平成19年度から共学化された仙台第二高校では、運動場の確保が困難なことから女子生徒の部活動ができない状況である。男女共学化に伴う施設整備を早急に行うべきと思うかどうか。

[答]

次に、男女共学化に伴う施設整備を早急にすべきとの御質問にお答えいたします。

らには活動場所など、様々な要因を総合的に勘案した上で、学校において設置数を定めているものと認識しております。^{具体的な}

今後とも、学校が必要とする施設については、厳しい財政状況ではありますが、着実な整備に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

お話のありました仙台二高については、共学となった平成19年度には女子生徒が70人、平成20年度には96人が入学しておりますが、部活動につきましては、生徒の入学状況や希望の有無、指導教員の数、さ